

令和 7 年

赤平市議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 9 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 3 6 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 1 6 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 1 7 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 1 8 号 赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 1 9 号 赤平市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 2 2 0 号 赤平市農業委員定数条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 2 1 号 赤平市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外 2 2 施設）
- 日程第 1 2 議案第 2 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外 3 施設）
- 日程第 1 3 議案第 2 2 4 号 令和 7 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 4 議案第 2 2 5 号 令和 7 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

- 日程第 1 5 議案第 2 2 6 号 令和 7 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 2 2 7 号 令和 7 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 2 2 8 号 令和 7 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 2 2 9 号 令和 7 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 2 3 0 号 令和 7 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 0 議案第 2 3 1 号 令和 7 年度赤平市下水道事業会計補正予算

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 2 1 6 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 1 7 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2 1 8 号 赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 1 9 号 赤平市コミュニティセンター条例の一部改正について

	いて	8番	若山武信君
日程第9	議案第220号 赤平市農業委員 定数条例の一部改正について	9番	伊藤新一君
日程第10	議案第221号 赤平市市営住宅 条例の一部改正について	○欠席議員	0名
日程第11	議案第222号 公の施設の指定 管理者の指定について（福栄地区 集会所外22施設）	○欠員	1名 10番
日程第12	議案第223号 公の施設の指定 管理者の指定について（赤平市保 養センター外3施設）	○説明員	
日程第13	議案第224号 令和7年度赤平 市一般会計補正予算	市長	畠山渉君
日程第14	議案第225号 令和7年度赤平 市国民健康保険特別会計補正予算	教育委員会教育長	高橋雅明君
日程第15	議案第226号 令和7年度赤平 市後期高齢者医療特別会計補正予 算	監査委員	目黒雅晴君
日程第16	議案第227号 令和7年度赤平 市介護サービス事業特別会計補正 予算	選挙管理委員会 委員長	大川佳彦君
日程第17	議案第228号 令和7年度赤平 市介護保険特別会計補正予算	農業委員会会長	吉本政史君
日程第18	議案第229号 令和7年度赤平 市水道事業会計補正予算	副市長	永川郁郎君
日程第19	議案第230号 令和7年度赤平 市病院事業会計補正予算	総務課長	櫻庭敏夫君
日程第20	議案第231号 令和7年度赤平 市下水道事業会計補正予算	企画課長	成田博之君
		財政課長	丸山貴志君
		税務課長	柳町隆之君
		市民生活課長	斎藤政弘君
		社会福祉課長	高橋脩君
		介護健康推進課長	千葉睦君
		商工労政観光課長	三浦友嗣君
		農政課長	安原敬二君
		建設課長	清水亘君
		上下水道課長	平田亘君
		会計管理者	山口正己君
		あかびら市立病院 事務長	杉浦圭輔君

○出席議員

9名		
1番	今野	宙君
2番	安藤	繁君
3番	渡部	修之君
4番	丸山	勝正君
5番	木村	恵君
6番	竹村	恵一君
7番	北市	勲君

教育委員会	学校教育課長	伊藤彰浩君
〃	社会教育課長	伊藤茂樹君
監査事務局	局長	西井芳准君
選挙管理委員会	事務局	局長 櫻庭敏夫君

農業委員会
事務局 局長 安原敬二君

○本会議事務従事者

議会事務局 局長 渡邊敏一君

〃 総務課 課長 千葉香織君

〃 総務課 課長 笹木芳恵君

(午前10時00分 開 会)

○議長（伊藤新一君） これより、令和7年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（伊藤新一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番今野議員、2番安藤議員を指名いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から12日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの4日間と決定いたしました。

○議長（伊藤新一君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（渡邊敏一君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は16件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和7年第3回定例会以降令和7年12月8日までの動静を記載しております。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤新一君） 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、第16回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業振興を図るため、農林業、商工業の関係者が連携し、10月11日、総合体育館において赤平産業フェスティバルを開催いたしました。当日は、開場前から昨年以上の行列ができるほど多くの皆様にお越しいただきました。開場と同時に工場製品の特売コーナーには行列ができ、農作物の販売や飲食店にもたくさんのお客様でにぎわっておりました。企業の展示や共同募金、古本フェスタ、北海土地改良区のPR、オモチロもちまき大会、大抽選会なども開催され、多くの来場者を楽しんでいただけたと感じております。また、恒例となりましたあかびランチの赤黒バージョン特別販売では、市内6店舗から新メニューのオリジナル丼をご提案いただき、各メニュー50食、計300食を完売いたしました。イベントでは、ビンゴゲームや木の魚釣り大会、市内企業の若手社員で構成されている人材育成事業メンバーによるスタンプラリーなども開催され、子供たちにも大人の方にも大いに楽しんでいただきました。また、当日は健康バンザイ展や赤平青年会議所のあかびらハロウィン2025、赤平炭鉄港推進協議会主催のこもれび通りウォーキングのほか、炭鉄港推進協議会主催の炭鉄港アートプロジェクト2025も同時開催され、大いににぎわっておりました。開催に当たりご尽力いただいた関係諸団体、協賛いただきました企業、応援して下さった市民の皆様には深く感謝申し上げます。

次に、住民懇談会について申し上げます。10月20日から30日にかけて市内7会場で住民懇談会を開催し、計101名の市民の皆様にご参加いただいたところでございます。懇談会の冒頭では、行政側から市役

所庁舎整備事業や太陽光発電施設の設置等に関する条例の施行、ヒグマの出没状況、JR、中央バスの現状について、併せて水道事業の今後の方向性につきまして情報提供させていただきました。また、日頃感じている市政やまちづくりに対するご意見、町内会での困り事などのご要望もいただきました。各地域で伺ったご意見、ご要望につきましては、現在行政内部で調整中ではございますが、必要に応じ可能な限り新年度以降の予算に反映させてまいりたいと考えております。

次に、第58回赤平市金婚式について申し上げます。10月24日、赤平市コミュニティセンターにおいて市及び社会福祉協議会の共催により赤平市金婚式を開催したところでございます。結婚50年の節目をご夫婦で迎えられ、円満な家庭生活を営み、さらには社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして長年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして、該当者14組のうち、当日は2組のご夫婦にご出席をいただき、金婚の章と記念品を贈呈したところでございます。

次に、令和7年度東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏在住の赤平出身者並びに赤平にゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の総会及び懇親会が11月1日、東京都内で開催され、26名の方々が参加されました。総会では、令和6年度の決算、令和7年度の事業計画についてご審議いただき、滞りなく終えることができました。総会終了後に行われた懇親会では、赤平特産品小包セットの販売開始やふるさと納税についてのPRも行ってきたところでございます。また、市内企業からの多大なご協力を得て行った大抽選会は、会員皆様に大変好評をいただき、盛会のうちに終了いたしました。

次に、過疎地域連盟について申し上げます。11月17日、東京都で行われた一般社団法人全国過疎地域連盟第60回総会に出席してまいりました。総会において地方交付税による財源保障機能の充実強化、過疎対策事業債の増額及び対象事業の拡充など8項目を盛り込んだ令和8年度過疎対策関係政府予算・施

策に関する決議が承認されたところでございます。また、閉会后には、議員会館において全国過疎地域連盟北海道支部による過疎地域の振興に関する要望書を北海道選出の国会議員に対し提出したところであります。

次に、赤平市・石川県加賀市友好都市協定締結30周年記念事業について申し上げます。11月18日から19日にかけて加賀市からの公式訪問団16名の皆様が赤平市を訪問されました。加賀市からは、山田利明市長、山口忠志市議会議長、川下動橋赤平友好委員会会長をはじめとする皆様にご来訪いただきました。訪問初日には、植松電機株式会社様をご視察いただきました。赤平市内で取り組まれている宇宙開発の先進的な事業に皆様からは大きな関心と称賛の声をいただきました。その後赤平市・加賀市友好委員会の皆様、市議会議員、そして市民の皆様、私や市の職員が加賀市の皆様をお迎えし、温かい拍手の中、市役所での再会となりました。また、株式会社いたがき様の企業視察では、企業概要の説明と製作現場の見学を通じて赤平市が誇るものづくりのまちとしての魅力を体感していただきました。同日夜には、赤平市、市議会、地元企業、団体などから約50名が参加し、交流センターみらいにて歓迎交流会を開催いたしました。赤平火太鼓保存会の演奏に始まり、私からの歓迎の挨拶の後、山田加賀市長からもご挨拶を賜りました。また、植村道議会議員、伊藤市議会議長、山口加賀市議会議長からもご祝辞をいただきました。祝宴では、剣舞や日本舞踊の披露、市内企業のご協力をいただいた抽選会なども行われ、心温まる交流のひとつとなりました。翌19日には、30年前の協定締結を記念して設置されたコミュニティ広場内の手形モニュメントを御覧いただき、懐かしさと感動に包まれたご様子でした。その後炭鉱遺産ガイダンス施設を視察され、炭鉱の歴史と壮大な立坑に深い感銘を受けておられました。20年ぶりとなった今回の公式訪問が30年にわたる両市の友好関係をさらに深め、今後も末永く交流を続けていく礎となったものと確信しております。

次に、第58回赤平市社会福祉大会について申し上げます。市及び社会福祉協議会の共催による赤平市社会福祉大会を11月29日、赤平市交流センターみらいにおいてご来賓、関係者など多数の方にご参加いただき、開催したところでございます。これまで福祉関係にご貢献いただいた8名の方に市長感謝状を、9名の方に社会福祉協議会会長表彰を贈呈させていただきました。また、健康な高齢者5名の方に対しても表彰が行われました。そして、ご来賓のご挨拶の後、日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科助教の橋本達志氏による「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会を目指して～つながりサポーターの養成～」と題したご講演をいただき、大会を終了したところでございます。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら秋の全国交通安全運動を展開いたしました。運動期間中には、早朝の街頭啓発をはじめ、延べ923人のご参加をいただいたところがあります。また、10月24日には交通死亡事故ゼロを願う旗の波作戦も実施され、80名を超える多くの市民や団体の皆様にご参加いただいております。さらに、11月13日から22日までは冬の交通安全運動を展開し、交通安全の意識高揚に努めたところでございます。これから本格的な冬を迎え、凍結路面によるスリップ事故や見通しの悪い場所での飛び出し事故など冬型交通事故の発生が懸念されるところでございますが、加えて飲酒運転の撲滅運動も展開しております。今後におきましても交通安全意識を高め、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様と一層連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告をいたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、インフルエンザ等の感染症の状況についてであります。例年より早く全国的に猛威を振るっておりますインフルエンザ等の感染症でございますが、赤平小学校におきましては当初6年生を中心に感染が広がっておりますが、各学年にも広がり、学校医と協議の結果、11月18日、19日の2日間を学校閉鎖としたところであります。また、赤平中学校におきましても同様の状況でありまして、11月21日、1、2年生を学年閉鎖としたところであります。今後本格的なインフルエンザシーズンを迎えるに当たり、改めて学校等に注意喚起してまいります。

次に、9月6日に行われました赤平中学校の学校祭についてであります。学級ごとの壁新聞など力作ぞろいの作品が展示され、また迫力ある合唱におきましても保護者等の来場者を感動させた学校祭でありましたが、3年生につきましては仲間との団結を深め、思い出深い学校祭になったのかなと思っております。

次に、10月25日に行われました赤平小学校の学習発表会についてであります。全校児童が仲よく伸び伸びと、そしてにぎやかに一生懸命取り組んだ発表に保護者や家族から温かい拍手が送られ、特に6年生の劇「象列車がやってきた」では圧巻の演技で来場者を魅了し、子供たちにとってはかけがえのないよい思い出ができたのではないかとと思っております。

次に、11月15日に行われた赤平幼稚園の発表会についてであります。感染症の影響で開催が危ぶまれた発表会ですが、当日は全園児が参加し、歌や劇など園児一人一人の一生懸命なほほ笑ましい姿に家族が愛情あふれる視線を送る中、終始和やかな雰囲気の発表会となりました。

次に、学校給食センター関係であります。JAたきかわ女性部赤平支部様より今年も給食センターに対し、手作りみそ、虹の糍30キログラムを寄贈して

いただいたところでもあります。また、昨年の寄贈で20回目となりましたが、今回の寄贈に合わせてJAたきかわ女性部赤平支部様に感謝状を贈呈させていただいたところでもあります。寄贈につきましては、給食だよりでお知らせをし、子供たちにおいしく赤平の安全、安心な食材としてみそ汁などのメニューで使用させていただきます。

続きまして、社会教育関係について申し上げます。初めに、10月17日から19日までの3日間、交流センターみらいにおいて令和7年度赤平市民総合文化祭が開催されました。短歌、俳句、川柳、美術、写真、書道、華道などの作品展示のほか、フラダンス、カラオケ、踊り、日本舞踊など芸能部門の発表が行われ、多くの市民の方々に鑑賞していただき、様々な文化活動に触れていただいたところでもあります。

次に、青少年健全育成事業についてであります。11月8日に赤平市青少年育成連絡協議会と赤平小サポーターズクラブの共催による第1回子どもまつりを赤平小学校体育館で開催し、小学生104名、未就学児21名の参加の下、モルックや木製品作り、ヨーヨー釣りなどの体験活動を行ったほか、抽選会などで楽しんでいただいたところでもあります。

次に、青少年非行防止についてであります。冬休み版校外生活の決まりを冬季休業前に小中学校を通して各家庭に配付し、周知を図るとともに、関係機関との連携を円滑にし、青少年の問題行動の未然防止と安全確保に努めてまいります。

次に、東公民館関係についてであります。10月3日から11月14日までの計6回健康フラメンコ講座を延べ86名の参加により実施いたしました。10月27日に韓国の手工芸作り体験講座を7名の参加の下、実施いたしました。10月14日から11月25日までの計4回伝筆講座を延べ17名の参加により実施いたしました。また、11月26日にそば打ち講座を9名の参加により実施したところでもあります。

次に、図書館についてであります。9月28日に朗読とギターの響きを20名の参加により実施いたしました。10月11日には、産業フェスタ会場におきま

して古本フェスタを開催し、多くの方に除籍本をお持ち帰りいただきました。赤平市読書感想文コンクールにつきましては、社会教育委員による審査の結果、最優秀賞が7点、優秀賞が8点、佳作が8点の計23作品が入賞作品として選ばれたところでもあります。

次に、炭鉱遺産ガイダンス施設についてであります。9月20日から10月13日にかけて炭鉄港推進協議会が主催による炭鉄港アートプロジェクト2025が開催され、多くの方々にご来場いただき、アートを通じて炭鉄港の魅力に触れていただく機会となりました。10月18日には、炭鉱のランタンまつりを開催し、ライトアップされた立坑櫓前で色とりどりの明かりを灯したランタン80個を夜空に浮かべ、幻想的なひとときを過ごしていただいたところでもあります。

最後に、社会体育関係について申し上げます。市民プールにつきましては、9月30日をもって終了となりましたが、延べ3,970人の方にご利用いただいたところでもあります。

次に、総合体育館で実施いたしました行事でございますが、10月26日に第27回市長杯争奪ミニバレーボール大会を開催し、17チーム77名の参加の下、熱戦が繰り広げられました。11月8日には、こども野球教室を開催し、小学生31名、中学生6名が参加の下、北海道日本ハムファイターズアカデミー講師の指導を受け、技術等の向上に努めたところでもあります。11月16日には、第26回赤平軽スポーツ大会を開催し、18名参加の下、公式ワナゲ、スカットボール、ディスクゲッターの3種目を行い、健康と体力の増進に努めたところでもあります。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 日程第5 議案第216号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、
日程第6 議案第217号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、
日程第7 議案第218号赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第216号から第218号につきまして、関連いたしますので、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、議案第216号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本年の人事院勧告に基づき期末手当の支給率を0.05月分引き上げるもので、公布の日から施行するものでございます。

また、令和8年4月1日以降につきましては、6月期及び12月期において0.05月分を均等にするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がありますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されるものでございます。

続きまして、議案第217号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本年の人事院勧告に基づき期末手当、勤勉手当の支給率を引き上げるもので、期末、勤勉手当については合計0.05月分、再任用職員についても0.05月分の引上げを行い、公布の日から施行するものでございます。

また、令和8年4月1日以降の期末、勤勉手当につきましては、6月期及び12月期において引上げ分をおのおの均等にするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、別表における各給料表につきましては、人事院勧告に基づき若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全給料表を平均改定率3.3%の増とするため所要の改正を行うもので、令和7年4月1日から適用し、既に支給された給与については内払いとするため附則を定めるものでございます。

続きまして、議案第218号赤平市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本年の人事院勧告に基づく赤平市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、期末

手当、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、公布の日から施行するものでございます。

また、令和8年4月1日以降につきましては、6月期及び12月期において0.05月分を均等にするため、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第216号から第218号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第8 議案第219号赤平市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第219号赤平市コミュニティセンター条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

令和7年度に実施した庁舎整備工事においてこれまで和室として使用していた個室を改修し、研修室として整備いたしました。このため、改修した研修室と既存の研修室との区分を明確にする必要があることから、字句の整理を行うものであります。

また、改修した研修室は、面積や使用用途が既存の研修室と同等であることから、使用料につきましても同水準とするよう1時間当たりの単価を改定するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第219号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第9 議案第220号赤平市農業委員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第220号赤平市農業委員定数条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在の農業委員の任期が令和8年7月19日までとなっていることから、農業委員会においては委員定数の在り方について検討、ご議論を重ねてこられました。その結果、農業委員会から市に対し、急激な人口減少、高齢化の進行により農業関係団体における役員の確保が困難との理由から、農業委員定数の削減を求める要請があったところであります。このことにより、市といたしましては、農業委員会からのご意見を尊重し、適正な組織運営を図る観点から、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第220号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第10 議案第221号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第221号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨

をご説明申し上げます。

住吉団地の一部につきまして建て替え計画に基づき用途廃止を行ったことから、これに伴う所要の改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第221号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第11 議案第222号公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外22施設）、日程第12 議案第223号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第222号及び第223号につきまして、関連いたしますので、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、議案第222号公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外22施設）でございますが、先般参考資料のとおり指定管理者選定委員会において選定が行われ、応募があった町内会等を選定することとして報告がありましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、別紙のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うため、提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設及び指定管理者となるべき団体は、別紙に記載のとおりで、指定期間につきましては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第223号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）でございますが、先般参考資料のとおり指定管理者選定

委員会において選定が行われ、現在当該施設の指定を受けている株式会社赤平振興公社を選定することとして報告がありましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うため、提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、赤平市保養センター、赤平市ケビン村、赤平市エルム高原家族旅行村及び赤平市エルム高原オートキャンプ場の4施設で、指定管理者となるべき団体は株式会社赤平振興公社代表取締役、永川郁郎、指定期間につきましては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○7番（北市勲君） ただいま上程ありました議案223号の公の施設の指定管理について、特にエルム高原の施設の管理について、提案では公募しないと、こういうことが書いてありますけれども、公の施設の指定については条例によって公募によらない場合というのは2つの理由がある、1つは時間的余裕がない場合と、もう一つは市長が特別な事情があって公募しないでいいということになっていますけれども、今回の公募しない理由についてはどちらに該当するのか説明をいただきたいと思っています。

○議長（伊藤新一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） お時間をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 指定管理者を非公募とした規定につきましては、赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の第2条の特別の事情があると市長等が認めた場合を適用したところでございます。

そして、非公募とした理由につきましては、株式会社赤平振興公社は当市が出資している法人であり、当該法人を指定することで施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができると見込まれ、平成16年度からエルム高原施設の管理を委託しており、十分なノウハウも蓄積されているものと判断したところからでございます。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 北市議員。

○7番（北市勲君） ただいま公募をしなかった特別の理由をお聞きしましたけれども、そういうことなのですね。今おっしゃったことが特別な理由ということですね。ぜひこのことを市長さんの口から、これ市長が認めたことなのです。ですから、市長さんが今のことも含めてどのように理解しているかお答えいただきたいと思っています。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今市長の口からということでございますけれども、この施設、ご承知のとおり地域振興ですとか観光の誘客など行っているというふうに思っております。単なる民間の経営のみではなくて、公共性ですとか、また民間活力の両立といったことが求められる施設ではないのかなというふうに考えております。当然赤平市も出資している株式会社赤平振興公社でございますから、公共性、また透明性、これも確保しつつ民間的な手法を取り入れることが大事なのではないのかなというふうに思っております。また、ここで仮に公募を行った場合なのですけれども、これまでの経営のノウハウだとか、こういうノウハウだとかというも途切れてしまうということもございますから、サービスの低下、また利用者への影響も懸念されるのではないのかな

というふうに考えております。そういったことから特別な理由というふうに該当するというふうに判断したところでございます。

○議長（伊藤新一君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第222号、第223号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） 日程第13 議案第224号令和7年度赤平市一般会計補正予算、日程第14 議案第225号令和7年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第15 議案第226号令和7年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第16 議案第227号令和7年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第17 議案第228号令和7年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第18 議案第229号令和7年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第19 議案第230号令和7年度赤平市病院事業会計補正予算、日程第20 議案第231号令和7年度赤平市下水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第224号から議案第231号の各会計補正予算につきまして、一括して提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第224号令和7年度赤平市一般会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ5,992万3,000円を追加し、補正後の予算総額を120億3,735万1,000円とするもので、第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更を定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正ですが、1つ目は議案第223号公の施設の指定管理者の指定に関連し、エルム高原の保養センターほか3施設における令和8年度から令和12年度までの5年間に係る指定管理料につきまして限度額3

億4,656万8,000円の債務負担行為を設定するものであります。

2つ目は、エルム高原施設の改修事業であります。1994年に開設したエルム高原リゾート家族旅行村、翌年開設の保養センターエルム高原温泉ゆったりは、開業から30年が経過し、2018年に行った施設機能診断では建築や設備等における安全性や快適性に係る多くの指摘事項を受けたところであります。これらを解消するため、令和6年度には基本設計を、今年度には実施設計を行い、来年度に改修工事を行う予定となっております。事業の内容につきましては、耐用年数が経過をしており、更新が必要なことから優先的に実施をすることとし、エルム高原温泉ゆったりに関しましてはボイラー、空調、配管、電気設備の更新、露天風呂、サウナの拡張、浴槽の新設、脱衣所の充実、屋根、外壁、トップライトガラスの改修、玄関下足エリアの改修、その他館内の改修、家族旅行村に関しましてはトイレの改修、埋電設備の改修が主な内容となっております。このたびの事業の実施時期におきまして、令和9年4月下旬の営業再開が可能となるように新年度早々から着手するため、早期の発注が必要となる工事である1番目としてボイラー、給排水衛生設備改修、2番目として外壁、屋根、浴室、館内設備等改修、3番目として空調、給油設備改修、4番目として電気設備改修、5番目として工事監理費につきまして限度額12億3,916万円の債務負担行為を設定するものであります。

3つ目は、町内会館等空調設備整備事業として、昨今の地球温暖化による暑さ対策が喫緊の課題となっておりますことから、町内会館や寿の家、コミュニティセンターなど設置希望のある施設並びに設置が必要と判断した施設へのエアコンを設置いたします。早期の着工を図り、暑さが厳しくなる時期までに設置が完了できるよう新年度早々から着手するため、限度額3,113万7,000円の債務負担行為を設定するものであります。

4つ目は、導入後15年以上が経過している財務会

計及び人事給与システムにつきまして、新たに相互連携が可能なシステムに更新するための初期導入費用として限度額1,961万3,000円の債務負担行為を設定するものであります。今年度中にプロポーザル方式による入札を執行し、導入するシステム及び事業者を決定し、令和8年度中は導入準備を進め、令和9年度から本稼働となる予定であります。

第3表、地方債補正ですが、橋りょう長寿命化事業における国費の配分の減額に伴い、代替財源として過疎対策事業債を増額するものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。1款1項1目議会費456万6,000円の減額は、議員1名の辞職による議員報酬及び議員期末手当を減額するほか、人事院勧告に基づく特別職の給与改定に準じて議員期末手当を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。2款1項14目市民生活費169万4,000円の増額は、町内会館等にエアコンを設置するための実施設計の費用を計上するものであります。

同じく16目コミュニティセンター費27万5,000円の増額は、コミュニティセンター別館にエアコンを設置するための実施設計の費用を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。同じく3項1目戸籍住民基本台帳費28万5,000円の増額は、令和8年2月より開始となる外国人住民居住地等の記録用の端末一式を購入するための備品購入費を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

12ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費4,428万4,000円の増額は、灯油等の価格の高騰による住民生活への影響を考慮し、在宅で生活している住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり最大2万円分のまごころ商品券を配付する住民税非課税世帯冬季生活支援事業を実施するための事業費及び事務費を計上するものであります。

14ページをお願いいたします。4款2項3目し尿処理費20万3,000円の増額は、令和6年度における石

狩川流域下水道組合の事業確定に伴い、負担金を増額するものであります。

16ページをお願いいたします。6款1項2目農業総務費10万3,000円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費関連予算を補正するものであります。

同じく3目農業振興費377万5,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業の実施団体が解散したことに伴い交付金等を減額するもので、道支出金283万7,000円も減額となります。

同じく6目エルムの里ほろおか交流センター費20万9,000円の増額は、エルムの里ほろおか交流センターにエアコンを設置するための実施設計の費用を計上するものであります。

同じく7目基幹水利施設管理費12万6,000円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費関連予算を補正するものであります。

18ページをお願いいたします。7款1項4目消費活性化特別支援事業費4万1,000円の増額、20ページをお願いいたします。8款2項4目道路新設改良費165万2,000円の増額、同じく6目橋りょう改良費36万6,000円の増額、22ページをお願いいたします。同じく5項2目地域住宅建設費74万円の増額は、いずれも人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う人件費関連予算を補正するものであります。

24ページをお願いいたします。10款5項4目東公民館費77万円の増額は、東公民館へのエアコン設置及び屋上防水の実施設計の費用を計上するものであります。

26ページをお願いいたします。12款1項1目国民健康保険特別会計繰出金95万5,000円の増額、同じく2目後期高齢者医療特別会計繰出金32万5,000円の増額、同じく4目介護サービス事業特別会計繰出金5,000円の増額、同じく5目介護保険特別会計繰出金199万9,000円の増額は、いずれも人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う人件費関連予算の補正に対応するものであります。

28ページをお願いいたします。同じく2項1目過

年度還付金2万4,000円の増額は、令和6年度の多面的機能支払事業の精算による道支出金の還付金を計上するものであります。

30ページをお願いいたします。13款1項1目職員給与費1,420万8,000円の増額は、人事院勧告に基づく特別職、一般職及び会計年度任用職員の給与改定に伴う増のほか、人事異動等件費関連予算を補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金6,234万3,000円の増額は、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

以上、議案第224号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第225号令和7年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ562万5,000円を追加し、補正後の予算総額を11億9,787万9,000円とするものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費127万6,000円の増額は、国民健康保険市町村事務処理システムの改修に係る委託料を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

8ページをお願いいたします。7款1項2目償還金339万4,000円の増額は、令和6年度における北海道国民健康保険給付費等交付金の確定による返還金を計上するもので、全額国民健康保険事業財政調整基金が充当されます。

10ページをお願いいたします。8款1項1目職員給与費95万5,000円の増額は、人事院勧告に基づく一般職及び会計年度任用職員の給与改定に伴う増のほか、人事異動等の件費関連予算を補正するものであります。

以上、議案第225号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第226号令和7年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして

は、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ156万8,000円を追加し、補正後の予算総額を2億4,576万6,000円とするものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費156万8,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者システムの改修費用として委託料124万3,000円を計上するもので、全額国庫支出金が充当されるほか、人事院勧告に基づく給与改定に伴う件費関連予算を補正するものであります。

以上、議案第226号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第227号令和7年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、補正後の予算総額を1,058万9,000円とするものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。1款1項1目介護予防支援事業費5,000円の増額は、人事院勧告に基づく件費関連予算を補正するものであります。

以上、議案第227号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第228号令和7年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ357万円を追加し、補正後の予算総額を16億7,974万6,000円とするものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費223万2,000円の増額は、介護保険システムの改修費用として委託料91万3,000円を計上するほか、人事院勧告に基づく一般職及び会計年度任用職員の給与改定に伴う件費関連予算を補正するものであります。

8ページをお願いいたします。3款1項2目介護

予防ケアマネジメント事業費13万9,000円の増額、10ページをお願いいたします。同じく2項1目一般介護予防事業費34万9,000円の増額、12ページをお願いいたします。同じく3項1目包括的支援事業費85万円の増額は、いずれも人事院勧告に基づく一般職及び会計年度任用職員の給与改定に伴う増のほか、人事異動等人件費関連予算を補正するものであります。

歳入につきましては、財源の補正につき、説明は省略させていただきます。

以上、議案第228号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第229号令和7年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、第2条におきまして水道事業費用は145万3,000円の増額となります。

第3条におきまして、資本的支出は36万7,000円の増額となります。

第4条におきまして、職員給与費182万円を増額するものであります。

2ページをお願いいたします。収益的支出及び資本的支出は、いずれも人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う人件費関連予算を補正するものであります。

以上、議案第229号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第230号令和7年度赤平市病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、第2条におきまして病院事業費用は4,412万1,000円の増額となります。

第3条におきまして、職員給与費4,412万1,000円を増額するものであります。

2ページをお願いいたします。収益的支出は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う人件費関連予算を補正するものであります。

以上、議案第230号につきまして説明を終了いたします。

続きまして、議案第231号令和7年度赤平市下水道

事業会計補正予算（第1号）につきましては、第2条におきまして下水道事業費用は123万7,000円の増額となります。

第3条におきまして、資本的支出は37万8,000円の増額となります。

第4条におきまして、職員給与費161万5,000円を増額するものであります。

2ページをお願いいたします。収益的支出及び資本的支出は、いずれも人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う人件費関連予算を補正するものであります。

以上、議案第231号につきまして説明を終了いたします。

以上、議案第224号から議案第231号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。今野議員。

○1番（今野宙君） 議案第224号の一般会計補正予算について1点お伺いいたします。

まず、予算書の25ページの10款5項4目東公民館費の77万円、こちらエアコンの設置等実施設計についてということですが、今説明あったとおり屋上の防水についても行うということで今回この時期の補正予算での計上となった経緯とその内容について伺いたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤茂樹君） 東公民館につきましては、これまで公共施設等総合管理計画や個別施設計画におきまして旧茂尻小学校の校舎を活用して機能移転を検討し、現建物の売却や活用を検討し、活用策がない場合は除却するとしておりましたが、現在の施設が旧茂尻小学校よりも地域の中心に近いことや新耐震基準を満たしている施設であることから、長寿命化を図り、活用していくよう方針を変更したところです。これに伴い、劣化の見られる屋上防水工事を予防的に行うとともに、利用者から要望

の多いエアコン設置を併せて行うため実施設計委託を計上させていただいたところであります。

○議長（伊藤新一君） 北市議員。

○7番（北市勲君） このたびの補正予算について、特に債務負担行為補正がエルム高原の施設改修事業、それと町内会館等の空調設備事業、この2点債務負担補正で認めてくれという話なのですが、この2つの事業について私どもは一切説明を受けておりません。説明ないものを審議もできないと、この中でこういう提案の仕方は本当にいいのかとちょっと疑問を感じておりますので、この辺の提案についての説明をお願いしたいと思っています。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 質問の趣旨は、なぜこの時期になったのかというようなことだったのかなと思うのですけれども、この時期の提案になりましたのはエルム高原の施設改修につきましては令和9年度の早い時期での開業を目指しているためでございます。エアコンにつきましても近年の猛暑により、この夏に間に合わせるためにこの時期になったというところでございます。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 北市議員。

○7番（北市勲君） 間に合わせるために提案したと、そうおっしゃったのです。これだけの大きな金額を決めるに当たって議会が果たさなければならぬ機能ってあるはずですが、これは、行政と議会は両輪だとよく言われますけれども、こんな大きな予算を全く審議なしで、審査なしで認めよというのはちょっと乱暴過ぎないかと、そういう疑問を感じて今回質疑させていただきました。そういうことで間に合うためにというのだったら、もっと早くから考え

ればいい話で、我々に情報を提供しないで数字だけが、予算だけが動いていると、こんなことはやっぱり認められないと思うのです。それについていかがですか。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後0時03分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（三浦友嗣君） 今回のエルム高原施設改修事業のなぜ説明がなかったのかということでございますが、本来であれば事前に報告すべきことでしたが、予想を上回る物価高騰の影響により事業内容の確定まで時間を要してしまいました。ということでこういう形になってしまったところであります。

○議長（伊藤新一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） エアコンの設置についてでございますが、本来であれば新年度予算に計上すべきところなのですけれども、11月に入りまして最終決定したところであり、議会の報告につきましてはできなかったというところが状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○6番（竹村恵一君） 議案の224号令和7年度赤平市一般会計補正予算、今ほども債務負担行為補正について質疑がありました。まず、1つ目のエルム高原施設の指定管理料でございますが、3億強ということで前年度の指定管理5年間と比べると約6,000万円ぐらいのアップになると思われます。その6,000万円アップするということになった指定管理者と行政側との経緯、経過、その打合せとか協議の内容とこのをお聞きしたいというふうに思います。

重ねて、この当市の指定管理者制度の運用ガイドラインによりますと、指定管理期間というのは原則3年ということになっていて、ただし書で5年ということになっているかというふうに思いますが、前

回も5年で指定管理期間を運用しているということ
でただし書を利用しているというふうに思いますけ
れども、今回も5年という指定管理期間というこ
とになると思うのですが、指定管理者を変更しない状
況の中、原則ではなくてただし書を運用するに当た
ってどのような状況でただし書の5年間で運用する
ように考えたのかという、何か大きな変更点もない
状況でそうなったのかどうかというのを1点まずお
聞きします。

次ですけれども、先ほど来あったエルム高原施設
改修事業でございますが、約12億円という工事内容
でございます。今ほど担当の課長から事前にするべ
きだったが、予算が大きくなってしまったという答
弁がありました。予算が大きくなったとしても工事
内容などの議会の委員会に説明というものは必要
なのではないかというふうに答弁を聞いていて思
います。一度も説明がされてこなかったということで
この補正で提案をされておりますが、補正の性質上
即決が本筋ということになっているのかなというふ
うに思っていますけれども、そしてなおかつ議会で
の質疑は1人3回の質疑内容であります。そうなる
と、十分な議論がされないまま即決で答えていかな
ければいけないということになるので、北市議員が
おっしゃったように十分な議論にならないのでは
ないかと私も思います。ですから、実施設計ができた
経緯もうちょっと詳しく聞きたいというのと、委員
会報告がなかった理由をお聞きしたいと。

それから、町内会の空調設備の事業ですけれども、
これも同様に今ほど課長のほうから新年度にするべ
きだがという答弁がありましたけれども、そのとお
り新年度予算でもいいのではないかと私も思ってお
りますが、これも議会の委員会に一度も説明がされ
てこなかったのにもかかわらず補正の債務負担行為
での提案というふうになっております。いつどのよ
うに決まっていったのか経過となぜ委員会に説明が
されなかったのかという理由をお聞きしたいとい
うふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（三浦友嗣君） まず、1つ、
指定管理委託料の増加分につきましては、昨今の物
価高騰の影響と人件費の高騰によるものでございま
す。

エルム高原施設大規模改修の実施設計につきまし
ては、10月の17日、実施設計の完了がありました。
その後10月の下旬に理事者説明を踏まえ、金額が11
月の中旬に決まっております。

また、委員会等で説明できなかった理由について
でございますが、また繰り返になってしまいます
が、本来であれば事前に報告すべきことでしたが、
物価高騰の影響などにより工事費の確定に時間を要
してしまいました。その形で日程等の調整もできず、
報告できなかったというのが現状でございます。

○議長（伊藤新一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 設置に向けた検討
につきましては、4月、町内会長会議におきまして
意向確認調査を行いました。その結果、必要な箇所
について私どものほうで把握し、時期的にはちょう
ど8月頃だったと思うのですけれども、秋、冬工事、
年度内の設置は難しいというふうに判断しまして8
年度予算を計上しておりましたが、現在全国的な猛
暑だとか、エアコンの品薄状態、そういったことと
需要の高まり等々ございまして、新年度予算計上し
た場合、果たして来年の夏には間に合うかというよ
うな心配がございました。そういった意味でなるべく
来年の8月までには設置してあげたいということ
で決めまして、結果としてこの12月の補正と至った
ところです。常任委員会についての説明なのですけ
れども、これの最終決定がなされたのが11月だった
ものですから、議会のほうに報告することについま
しては私どものいとまがなかったということで、本
来であれば少しでも状況を説明した上でご理解を
いただけたところだったのですけれども、片手落ちであ
ったなと感じております。

○議長（伊藤新一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 指定管理の年数をただ

し書の5年とした理由についてということだったと思うのですけれども、委員会の中では3年ではちょっと短いのではないかと、成果を出すのが3年ということではなく、5年ぐらいの期間で指定管理したほうがいいのではないかとということで決まったものと認識しております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君） 今答弁をいただきましたが、まず時系列を聞くと報告ができる期間というのはあったのではないかとこのように感じるところがあります。先ほどの行政報告で市長の住民懇談会の日程が出ていたと思いますけれども、そこでこの空調設備やエルム高原施設事業の工事の内容について市長の口からお話ししていたと思うのです。ということは、そこで工事の内容というのは大まか市長のほうには報告をされて、ある程度の部分が決まっていたのではないかと。なおかつ、その会場で市長の口から議会の議決をもらっていない、委員会報告をしていないという言葉があったので、この間やはりする機会があったのではないかとこのように感じるところです。

その報告がなかったということについては、再質問しませんけれども、我々市議会は俗に言われる市民の代表という組織だというふうに認識しております。その議会に対して丁寧な説明がされない理由が人件費の高騰や物価高騰、そういう理由で報告がされないということであれば、市長は市民にも同じような考えで捉えているということに考えてもいいのでしょうか。過去から長年赤平市議会は委員会制を取り入れて、その都度委員会に丁寧に説明をされてきていただいております。今回のようなこのような提案の仕方では市長は今後もよいと考えていらっしゃるのか、市長にお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 前段のところにございましたけれども、そういう意味で捉えていいのでしょうかということ、ちょっと聞き逃してしまったのもありますので、もう一度お願いできますでしょうか。

趣旨確認ということをお願いしたいのですけれども。

○議長（伊藤新一君） ただいまの竹村議員の質問について確認したいということで市長のほうから申出がありましたので、これを許可いたします。市長。

○市長（畠山渉君） 前段のそういう意味で捉えてよろしいのでしょうかということだったので、もう一度お願いできればというふうに思います。今私受けたのは、これまでも市議会の中では委員会があって、そこで詳しい説明があったと、今後ともそういうやり方でいいのかどうか、それとも説明がないまま進んでいいのかどうか、両方だったのかどちらか一方だったのかということ、大体合っているのではないのかなとは思いますが、どちらの意味だったのでしょうか、趣旨確認をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員、簡単をお願いします。

○6番（竹村恵一君） 前段の部分は、丁寧にされないまま進んでいったと、我々は市民の代表という組織だというふうに認識をしているので、市長も市民に対してそういう丁寧な説明をしないで進んでいくという考えでいるというふうに捉えていいのかということ、

後段は、我々は市議会の委員会制を取って長年やってきております。その都度行政からは、委員会に丁寧な報告をいただいて説明を受けてきました。市長も職員時代があったと思うので、その辺はご理解していると思いますが、今回のようなこのような委員会に報告をしないような提案の仕方では市長はこれからは進めるという考えでよろしいのかということ、

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ありがとうございます。これまでも議案になりそうなどいいますか、議案になっていない案件についても委員会の中で説明させていただいているものもあったというふうに思います。結構多いのではないのかなというふうに思っており

ます。

そこで、市民の皆さん方にもそういうやり方でいいのか、要は丁寧な説明をしなくていいのかということだったのですけれども、私はそういうふうには思っておりませんで、これまでもいろいろところで申し上げておりますとおり市民の皆様方にも丁寧な説明、そして理解と納得をいただけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

また、ちょっと前後してしまいますけれども、委員会でのこれまでの説明のやり方というものもあるのですけれども、私は担当のほうでも先ほど答弁させていただきましたけれども、説明するいとまがなかったと、いろいろな物価高騰により金額的にはまともなかったということ今発言あったと思うのですけれども、これからは説明についてはさせていただきたいというふうに思いますし、ただ法的に果たしてどうなのかといいますと、また我々も考え方がございますけれども、決して議会の委員会での説明についてしないということでもございせんし、今回については説明できませんでしたが、これまで同様に对应してまいりたいというふうには考えております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君） 最後になりますけれども、市長、先ほど僕言いましたけれども、住民懇談会で市長の口から議会の報告をしていないと、議決をもらっていないと、決定事項ではないという発言をされているのです。市長の中で委員会報告をしなくてはいけないという認識があったのだと思うのです。その中で担当課が努力をして時間のない中やられてきた中で市長のほうで委員会報告をしなければいけないのだというふうに進めてはいかなかったのかなというふうに今感じるのですが、今までどおり進めるということではできなかつたら委員会報告はしないという取り方でよろしいのでしょうか。3回目なので、これで終わりますけれども。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今申し上げましたとおり、ち

よっと誤解もあったかもしれないのですけれども、これまで同様に説明についてはさせていただきたいというふうに思っております。決して議会のほうに説明をしないということでもございせんし、ただ本会議の中で先ほどご提案させていただきましたけれども、事前に説明をするというところ、議案になっていない前の段階ですから、取扱いについても考えなければならぬものもございせんし、行政常任委員会の中でこれまで説明させていただいていたと思うのですけれども、その行政常任委員会での説明の在り方というものもどうなのかと、やはりルール化されていない部分もあるのかなというふうに思っております。ただ、行政常任委員会での説明が正しいのか、それともまた違うものが正しいのかというのはちょっと分かりませんが、行政常任委員会は赤平市の場合ですと議員の皆様方全員が入っていらっしゃると思いますので、その中で説明をする全員議員の皆様方に説明していることにはなるのかもしれないのですけれども、そこも法的に果たしてどうなのかというところもないわけではないのかなというふうに思っております。ルール化されていないというところもございまして、我々のほうで議案にまだなっていないもの、なりそうなものについて説明させていただいているというふうに思っております。法的にはいろいろな考え方あるのかもしれないのですけれども、私としては市民の皆様方に対しても、また議員の皆様方に対しても丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩といたします。

（午後 0時23分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○5番（木村恵君） 先ほど来と同じようなことも伺いますが、事前審査を求めているわけではあ

りません。さらに言えば、報告がルール化されているという認識も私は持っておりません。法的に提案できるということは、十分理解をしているつもりです。私の質問に対してそういうふうにお答えになるのであれば、そのままお答えいただいても結構かと思えます。

すみません。質問に入ります。2ページの第2表、債務負担行為補正について、エルム高原施設改修事業についてまず2点お伺いします。現在実施設計が行われており、実際はこれもう終わったということ先ほど聞きましたが、その結果、途中経過等の報告がなかったという議論があったと思えます。本来新年度予算としてスケジュールリングされている改修事業費が今回は債務負担行為補正という提案になりました。本来であれば、実施設計の資料を基に審査することができたのではないかと私は思っておりまして、今回の提案はこの点について慎重に議会に審議をしてほしいという市長の姿勢にならないのではないかと私は考えますが、市長の認識はどうかということをお伺いします。

2点目です。提案説明では、改修工事の内容、詳細分からないので、申し訳ないのですが、改修の内容と金額を詳しく説明をいただきたいと思えます。これは、担当課で構いません。

3点目です。町内会館等空調設備整備事業について、提案説明では来年の夏までに設置したいということが先ほど来ありました。私思うのは、これ政策予算だというふうに思っておりまして、本来であれば新年度予算において慎重に審議されるのが適切ではないかと考えております。担当課のほうも先ほどそういうふうにおっしゃったのかなというふうに思いますが、夏までという理由だけでは、本来補正提案というのは緊急的に行うものだというふうに認識をしておりますので、緊急性を感じられないというところなのです。政策判断したわけですから、それこそ方向性ぐらいを議会に知らせるといって、そういった丁寧な姿勢があってもよかったのではないかと、こういうことを先ほど来求められていたのでは

ないかと思えますが、この点についての市長の考えをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、この町内会館等空調設備整備事業において設置件数及び設置台数の詳細、設置箇所の選定はどのように行われたかを担当課で構いませんので、お伺いしたいと思います。

5点目です。予算書12ページ、13ページ、3款1項1目の社会福祉総務費の4,428万4,000円の増額について、いわゆる福祉灯油ということになりますが、申請や確認、手元にまごころ商品券が届くまでの事務作業及びスケジュール、こういったものは例年どおり、昨年どおりとなるのかお伺いをします。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 5点、全部であったと思うのですけれども、前段に事前審査をしてほしいとは求めていないというお話だったと思えます。それから、前段にそのお話ございまして、新年度予算に盛り込むべき内容であったのではないのかということ、私も丁寧な説明と理解と納得していただくのが重要でないのかなというふうに思っておりますし、またあとはその事前審査、これ後で言います。

それから、3点目の町内のエアコンについて、政策予算だったということで方向性を議会に説明すべきだったのではないのかと。今のを併せても私どものほうでも丁寧な説明できればよかったのですけれども、なかなかでき得ていなかったということで、ただ今回の債務負担行為については2か年にわたるものでございまして、また金額的にも大きいということもあったというふうに思えます。ですので、できれば事前に説明しておくべきというふうにも考えております。

そして、そこで私の考えは終わるのですけれども、前段の答えなくてもいいですって言っていました事前審査の部分なのですけれども、私はさっき事前審査というふうにおっしゃっていたかと思うのですけれども、私は先ほどもお話ししましたけれども、予算であったり、議案であったり、議会に提案をする

ものございますけれども、提案をする可能性のあるもの、または提案しないかもしれないもの、提案が予定されているものについて私は事前に審議と申しますか、審査と申しますか、それが可なのか否なのかということも含めて、そういった審査と申しますか、審議と申しますか、審議かなというふうには思うのですけれども、事前に審議することは私はいいのではないのかなというふうに思っています。するべきだというふうに思っています。それ何でかといいますと、先ほどもそうだったのですけれども、提案をして、そこで短期間の間に決めるというのはなかなか難しいと思っています。皆さん方もそうだと申すように私は思うのですけれども、私はそう思っています。ですので、事前に説明をする、説明と申しますか、事前に審議をして構わないというふうに私は思っております。答弁しなくていいのですってはおっしゃっていましたが、私はそのように考えております。漏れているところがありましたら、またよろしく願います。

私からは以上です。

○議長（伊藤新一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 町内会のエアコンの設置についてなのですけれども、こちらのほうの件数なのですが、件数は15の集会所になります。設置台数が34台で、これとは別にコミセンの別館も1か所ありまして、合計で16か所全てで42台というふうになっています。

それと、先ほどの質問の中で決定に至った経緯についてということなのですけれども、こちらのほうにつきましては町内会長会議におきましてそれぞれの町内会長さんのほうに打診をしまして意向調査をかけた結果、こちらのほうの希望を承り、設置する方向で今動いている状況です。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（三浦友嗣君） 2点目のエルム高原施設改修工事、債務負担行為の内訳でございますが、保養センターの建築、これに対して5億

3,728万1,000円、これは保養センターの内装や外装、あとは屋根、あと浴室やサウナなんかの改修工事の金額になっております。2点目、保養センターボイラー、給排水衛生設備に3億2,874万円、もう一点、空調、給油設備1億9,426万9,000円、もう一点、電気設備1億7,705万6,000円、この工事に係る監理業務委託料として968万円が内訳となっております。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 5点目だったと思うのですけれども、福祉灯油のスケジュールといつ頃配付になるのかというご質問だったと思っておりますけれども、今年の福祉灯油の支給スケジュールということでございます。おおむね例年どおりのスケジュールを維持しつつ、対象者の皆様の負担軽減と支給の迅速化を図ってまいりたいと考えているところで、具体的な日程といたしましては、12月15日を目途に全対象世帯へ支給通知書というのを発送させていただきます。翌年令和8年1月9日金曜日を目途にまごころ商品券2万円分を発送する予定でございます。主な変更点といたしましては、今ほど申し上げましたこれまでの確認書というのを支給通知書ということに切り替えた点でございます。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君） まず、1点目なのですが、事前審査を私どもが求めているわけではないということだったのですけれども、1点目のエルム高原に関して言えば、今ほど来の内容、かなり大きな内容のかなというふうに思いますので、これ資料なしで方向性も分からずにと申すのはなかなか丁寧な提案ではやはりないのかなという気も申すけれども、現状しっかり今の答弁に沿って質問しなければいけないので、まず1点先に言うと、来年度工事が始まり、ゆったり、保養センター休館になる際に家族旅行村のほうはオープンするというふうになっているのですが、管理棟のトイレの改修というのにも含まれていたと思うのです。今答弁に漏れていたのか聞き

漏らしたのか分からないですが、トイレの改修が行われている間、キャンプ場利用者へのトイレの対応というのはどのように考えているのかというのを1点再質問したいと思います。

それと、エルム高原の市長の答弁について、先ほどの答弁についてなのですが、両方なのですけれども、事前審査はいいと思っているとか、むしろやってもいいと思っているということおっしゃったし、できれば報告すべきだったが、報告できなかったというようなことおっしゃるのですが、実際は報告をしていないわけです。だから、いいことだと思うし、できればやりたいけれども、できなかったからしなかった、それは法的に問題がないと、議会に対して特段悪いことではないという認識なのかどうかをお伺いしたいのです。先ほどの答弁だと、私はできなかったのだから、それは仕方ないというふうに聞こえるので、その点の市長の認識をもう一度お伺いしたいと思います。

それと、もう一点、先ほどエアコンの設置に関して町内会長会議で意向調査を行い、希望のところに設置していく予定だということがあったのですが、つけてほしいという希望があるところ全てに今回設置するという判断での計上なのかと、であればその理由も説明していただきたいと思います。

ちょっと戻ってもう一点なのですが、この政策判断、私は先ほども言ったように政策判断だというふうに思っておりますので、本来であれば新年度予算で執行方針などに載りということがあるのかなと思うのだけれども、今回は11月に最終決定したと、なので議会に報告できなかったというような答弁があったというふうに思っております。私、10月の住民懇談会で、先ほどもありましたけれども、ある会館でのやり取りで各町内会館にエアコンが設置されるということなので、ぜひ熱中症警戒アラートが鳴った際など市のほうで設置している2か所だけでは足りないのでは、町内会館もそういうのに開放したらいいのではないかみたいな意見かな、質問があった際に市長のほうでエアコンを設置している会館を一時

的に暑さをしのぐため施設として開放するように町内会のほうに話をしていきたいというような答弁をされていたということ聞いております。であれば、10月の時点で政策判断というのははっきりされているので、議会にその方向性の報告ができなかったというのはおかしいと思うのです。できるのであればしたほうがいいけれども、できなかったというのは私はちょっと矛盾しているのだと思いますので、この過程について市長にもう一度お伺いしたいと思います。

福祉灯油のほうは理解しました。よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 2点あったかというふうに思いますけれども、議会への説明について特段悪くはないというふうに私は思っておりませんで、先ほどのルール化のお話なのかなというふうに思いましたけれども、私は説明していないのがいいというふうには思っておりませんので、その点をご理解いただければというふうに思います。法令上以外もご理解と納得をいただけるものが一番よろしいかというふうに思いますので、私はそのように考えております。決して悪くはないというふうには考えておりませんので、ご理解いただければと思います。

また、住民懇談会の町内会館をクーリングシュルターの話だったかどうかがちょっとあれでしたけれども、多分そういうような内容の発言があったときに、そのときの詳しいやり取りが正確なものが今分かりませんが、判断をしていたかどうかというふうになれば、取り組んでいかなければならないというふうには思っておりました。ただ、予算も必要なものですから、議会のほうへ説明をして、そして議決をいただかなければできないことですので、それを前提としてのお話でありました。そのときにも実現するかどうかというのはお話しさせていただいたのですけれども、公の場ですから、そして各町内会へも調査も行っておりましたので、調査も

行った結果をもって取り組んでいるということですので、決して議案に提案する前に決めたといいますが、決めるものでもございませんし、予算は提案を私どものほうでさせてもらって、そして議決いただかなければできませんので、その点をご理解いただければというふうに思います。

以上で漏れていないかと思うのですが、私からは以上です。

○議長（伊藤新一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） エアコンの設置箇所についてなのですが、希望どおりかということですが、町内会の要望どおりに私どものほうでは設置をする予定であります。また、私どものほうでも建設課と相談しながら設置台数も協議したところなので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（三浦友嗣君） エルム高原施設の改修期間のトイレ対応についてでございますが、同時期に保養センターと家族旅行村が工事に入ることとなっております。その間に関しては、仮設トイレを設置して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君） まず、仮設トイレのほうは理解しました。仮設トイレというのは、増設するのか既存のもので対応するのか、これ最後に1点だけお答えいただきたいと思います。

それと、もう一点は、ボイラーですとか、露天風呂、サウナの拡張、脱衣所、玄関、本当に電気施設とか様々なものがあって、以前委員会で聞いたときは10億円くらいではないかと言っておりました。物価高騰、人件費高騰あったということですが、12億3,000万円余りの債務負担行為補正、さらに言えば来年度これプラスアルファの事業費が乗ってくるというふうに考えますので、もう少し抑えることはできなかったのか、どうしても優先的なもの全部でこれになってしまったのかということを確認したいとい

うふうに思います。これが担当課に1点。

それと、エアコンなのですが、設置する施設及び台数について今詳しく説明いただきました。それで、町内会からの要望があったところに設置をしていくという考えだということが分かったのですが、先ほどの住民懇談会の議論もそうなのですが、いわゆるクーリングシェルターとしての役割でも使っていたきたいというふうに行政側で考えがあるのだと思うのですが、それぞれの施設が夏の暑い時期にどのぐらい利用されているのか、そういった聞き取り調査などはしているのか、あるいはクーリングシェルターとして使う場合、その施設のある町内会、どのくらいエアコンのない世帯があり、そういったものが必要なのだといういわゆる科学的な根拠、そういったものを調査して、その上でこの台数に選定したのかということを担当課のほうにお伺いしたいと思います。

それから、提案ですけれども、繰り返しになりますが、私正直悪いとは思っていないと、しないことがいいとは思っていないとか、このままが悪い、この提案が悪くないとは思っていないということ市長さっきおっしゃったのです。この提案自体が悪くないとは思っていないと、この提案がいいとも思っていないということをおっしゃったと思うのですが、それをご理解してほしいということをおっしゃったのです。正直そういう姿勢には私は見えないのです。今の悪くないとは思っていないと、このままやっていることがいいとも思っていないって言うのだけれども、では逆に悪いと思っているのだったら何か姿勢として示すものがあるのに、それが一切ないということは言葉ではこう言っているけれども、悪かったとは思っていないということではないかと私は思うので、その点市長の認識もう一度確認をしたいのです。法的に問題ないとか、ルールがどうか、そういった話も別にいいのですが、理解してもらいたいと言われても理解できないです、この言葉だけでは。なので、その点を市長にもう一度はっきりと答弁いただきたいと思います。

そして、先ほど議会でまだ議決もいただいていないという答弁ありましたけれども、先ほど竹村議員が質問した際の話は私は恐らくゆつたりの改修事業の件についてだと思います、議決をいただいていないということに住懇でお話しされていたのは。エアコンに関しては、クーリングシェルターのくだりに関して言うならば、それは議会の議決をまだいただいていないので、ここでは答えられませんって本来だったらなるはずなのです。なるはずなのだけでも、市長はここではその言葉を使わずに町内会にも説明していきたくて、そういうふうに使っていただきたいと思うというふうに答えられているのです。ということは、やはりそれは議会の議決前に住民とそういう約束事、お話を決定しないものをしてしまっていると思うのです。私は、市長が一部の住民、市民と合意されているものに関しては議決を必要としないと言っているように聞こえるということ指摘しているのです。既成事実ができてしまっているから、あるいは町内会からそう言われている、町内会と市長との中でもそういう話ができていますので、これは議会の議決は必要ないのだというふうに言っただけではないけれども、そう考えているとしか取れないのです。そうでなければ、議会の議決をもっと重要視しなければいけないと思うので、そういうのが一切見えないので、議会に対して真摯に向き合っているとは到底私は思えないのですが、そういうことではないというのであれば、何かその考えをお話しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 提案が悪かったとは思っていないというふうなふうに捉えられたとしたら、それはちょっと違うと思います。先ほどから何度も申し上げておりますとおり、提案が悪くはないというふうには思っておりませんので、その点はご理解いただければというふうに思います。

あと、エアコンの件で決定してしまっているのではないのかと、町内会とそういう約束をしているか

のように言っているのではないのかというふうなお話だったと思うのですけれども、そういう約束をしているのではないのかと、事実上約束に聞こえるのではないのかというふうな意味だったのかなというふう思うのですけれども、そこも町内会、また市民の皆様方には約束をしているということは当然ございませんし、お話をするというときには今どういうことを考えているのかというふうに言われると、やはり調査もしておりますから、ではそういうことを考えているのだなというふうには思われると思います。調査ということではありますけれども、では今市はそういうことを町内会のエアコン設置に向けて考えているのだなというふうに思われるかと思えます。でも、それは致し方がないという表現もちょっとあれなのですけれども、調査をしている以上どういう目的があるのかというのは当然持っているわけですから、あとそういう約束をしているから議決をしなくてもいいというふうにと、さっきそういうふうな聞こえたのですけれども、議決は要らないというようなことは当然思っておりませんし、言っていないというふうに思いますが、またくれぐれも決定しているというふうには話ししておりませんし、ただ市のほうとして考えていることはお話しさせていただきました。ただ、決まっていなかったことについて話すのは、果たしてどうだというふうに言われると、その点は市として方向性といえますか、考えていることは言わなければいけないのではないのかなというふうに思っておりますので、決して議会を軽視しているわけではございませんし、法令にのっとってご提案させていただいております。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（斎藤政弘君） 希望があった会館の利用状況と地域の家庭のエアコンの設置状況についてなのですけれども、こちらのほうにつきましては私どものほうでは調査しておりません。

○議長（伊藤新一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（三浦友嗣君） まず、仮設トイレの件なのですけれども、既存の仮設トイレにプラス2台増設したいと考えております。

もう一点、工事費の10億円を大幅に超えるような工事になりましたけれども、それに関しては資材の物価高騰、人件費の高騰ですとか、そういったものに関して工事費を積み重ねた結果なのですけれども、その中でも耐用年数を超えるような必ず必要となる工事を選択しまして、それを積み重ねたものが約9億3,000万ぐらいあります。債務負担行為の12億3,900万のうち9億3,000万円近くがその必須になる工事だと考えております。それ以外の金額については、浴室の改修ですとか、サウナや露天風呂の拡張、そういったものに充てている金額になっております。

以上です。

○議長（伊藤新一君） 渡部議員。

○3番（渡部修之君） 私も同じく債務負担行為の補正について、特にエルム高原に関してなのですけれども、12億という大きなお金が動くので、私たちもこうやって真剣に話をさせてもらっているのですが、先ほど実施設計が終わったのは10月の後半という話でした。これの中身が、金額は別です、金額が幾らになるか分からないので、実施設計が遅れたというお話でしたが、中身自体がほぼほぼ決定したのはいつぐらいだったのですか。

○議長（伊藤新一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（三浦友嗣君） 工事の金額のほうは、確定はしていたのですけれども、工事の内容についてはつい最近、12月に入ってから話になりますので、確定は11月いっぱいというところだと思います。

○議長（伊藤新一君） 渡部議員。

○3番（渡部修之君） 先ほどの話とちょっと違うような気もするのですが、もともと当初は大規模改修やりますよ、実施設計していますよ、実施設計が終わるのは多分12月ぐらいになりますよ、実施設計終わったら報告しますよという流れで今まできてい

たはずなのですが、金額は置いておいたにしても実施設計の中身が正しいか正しくないのかというのを私たちは知りたかったのです。先ほどからも出ているエアコンにしてもそうですけれども、設計の内容がどうなのか、そういうことをまず判断して、我々も精査して、要るもの、要らないもの出てくるかもしれない。それと、予算の金額も当然変わってきます。そういうことを精査するために、私たちは実施設計があるならばさっさと報告していただきたいということで先ほどからずっと言っているのです。今回のようなことが今までもあったかもしれないし、これからもあるかもしれないのですが、そのようなことがないようなことを市長は考えているのでしょうか。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 前段のとその後の聞きたい部分がちょっと聞き漏らしてしまいましたので、簡潔に要旨の確認だけいたしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（伊藤新一君） 市長のほうから議員の質問について確認したいということなので、簡潔にお願いいたします。

○3番（渡部修之君） 簡潔に言いますと、報告すると言ったものはしっかりと報告していただきたいと思っています。今回のようなことがないような指導とか、そういうことは市長は考えていますか。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 報告するものはしっかりとというのは、恐らく委員会への報告、説明をするものはしっかりと報告するように指導したほうがいいのではないのかという内容だったというふうに思います。この報告をするものはしっかりと報告を、説明をするようにというふうに指導といいますか、当然事前に議案になりそうなもの、またならないかもしれないというものについて重要なものについては事前に説明をしてまいりたいというふうに考えておりますし、その点については各担当者、課長を含めて話をしていきたいというふうに思っております。やり方

等について、取扱いについては変わるものではございませんし、これまでも変わっていなかったというふうに思っております。ただ、提案に当たって事前に説明ができていなかったということは事実でございますので、そこは考えてまいりたいというふうに思っております。ただ、先ほどもありましたとおり、私も今日の前段のほうでお話ししたと思うのですが、議会への提案の案件について十分、本日提案したものについてこの流れでいきますと金曜日に、最終日ですので、そのときに決まるのかなというふうには思うのですが、いつもの流れでいきますとそういうふうにするのですが、そうではなくて、もし変わるのであれば、提案の後にこれは審議もっと慎重にしなければいけないということであれば、そのときまでに会期の間に決定にできればしていただきたいですが、その後の審議というふうになるのであれば、それは私どもも真剣に議論に参加してまいりたいというふうに思っております。

あと、委員会での説明ということなのですが、先ほどもお話ししました行政常任委員会の中には議員の皆様方全員が入っていらっしゃるというふうに思っております。その行政常任委員会での説明がいいのか、そのほかまた違う形がいいのかということはいろいろあるかというふうに思っております。その辺のルールではないと思うのですが、これまでのやり方を、考え方を考えるということではなくて、そういったもののルールもあっていいのではないのかなというふうに思っておりますし、また先ほどもお話にありました事前審議についても私はいいのではないのかなというふうに思っております。それは、事前に説明するのもそうなのですが、その説明のときにも議論できるのではないのかなというふうに私は考えております。もし漏れているところありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤新一君） 渡部議員。

○3番（渡部修之君） 私たちにしっかり精査させてもらえる、そういうような提案の仕方とかをして

いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤新一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第224号から第231号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤新一君） お諮りいたします。

委員会審査のため、明日10日、1日休会いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日10日、1日休会することに決しました。

○議長（伊藤新一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時36分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)